

第 10 章 各種資金の貸し付け

福祉資金

【担当窓口 福祉総務課】

直近の臨時的な出費により一時的に生活が窮迫した世帯に対して、生活の安定を図るため資金の貸し付けを行っています。

【対象者】世帯の生計中心者で、以下の要件を全て満たす方

- (1) 市内に引き続き3カ月以上居住（住民登録）している方
- (2) 返済能力がある方
- (3) 生活保護の適用を受けていない方
- (4) 他からの融資を受けられない方
- (5) 原則として市内に1年以上居住（住民登録）し、一定の収入があり、市税の納税をしている連帯保証人が得られる方（借受人と同一住所内に居住している方は不可）

【資金の内容】

資金の種類	貸付額	利 息
①生活資金、②住宅資金、③就学資金、④医療費、 ⑤就職支度資金、⑥結婚資金、⑦助産費、⑧葬祭費	10万円以内（※）	無 利 息

※1世帯につき10万円まで、上記②から⑧に挙げた特別な事情がある場合は25万円を限度
ただし、⑦助産費については出産育児一時金支給見込み額の8割を限度

【返済方法】

貸付決定後に送付する納付書により、貸付月の翌月から5,000円の月賦返済
納付書払いのみ（口座振替による返済はできません）

※ 市外へ転出する場合は、直ちに一括返済をしていただきます

生活福祉資金貸付制度

他の資金の借入れが困難な所得の少ない世帯や障害者世帯、高齢者世帯及び失業によって生活の維持が困難となった世帯に対して低金利で資金の貸し付けを行っています。

借り入れ時や償還時などに必要な援助指導を行うことで、世帯の経済的自立及び生活意欲の助長促進を図り、安定した生活が営めるようにすることを目的としています。埼玉県社会福祉協議会が貸し付けの可否の決定を行い、市社会福祉協議会が窓口業務などの一部を委託で行っています。

【貸し付けの種類】

- ① 総合支援資金、② 福祉資金、③ 教育支援資金、④ 不動産担保型生活資金

【窓口】川口市社会福祉協議会…〒332-0031 川口市青木3-3-1 青木会館内

（電話）048-252-1294 （FAX）048-256-4344